

収集すべき情報の説明資料（ラ行）

収集すべき情報の説明資料

（ ラ 行 ）

[目次]

- | | | |
|------------------|---|-----|
| 1. ラムサール条約湿地 | … | ラ-2 |
| 2. 歴史的風土（特別）保存地区 | … | ラ-4 |
| 3. レッドリスト | … | ラ-5 |

1. ラムサール条約湿地

（環境省のホームページより抜粋）

概要

ラムサール条約湿地とは、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の締約国は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載された湿地のことです。

国際的に重要な湿地の基準

- ・ 基準 1 : 特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地
- ・ 基準 2 : 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地
- ・ 基準 3 : 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地
- ・ 基準 4 : 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地
- ・ 基準 5 : 定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地
- ・ 基準 6 : 水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1 % 以上を定期的に支えている湿地
- ・ 基準 7 : 固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地
- ・ 基準 8 : 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地
- ・ 基準 9 : 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1 % 以上を定期的に支えている湿地

注) 魚類 ; 魚、エビ・カニ・貝類

日本での登録条件

1. 国際的に重要な湿地であること（国際的な基準のうちいずれかに該当すること）
2. **国の法律（自然公園法、鳥獣保護管理法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること**
3. 地元住民などから登録への賛意が得られること

2. 歴史的風土（特別）保存地区

（国土交通省のホームページ及び
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法より抜粋）

概要

歴史的風土保存地区とは、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地として、国土交通大臣が指定した区域のことです。（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項）

歴史的風土特別保存地区とは、歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上、当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づいて、都市計画に定められた区域のことです。（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項）

歴史的風土特別保存区域内における行為の制限

歴史的風土特別保存地区内においては、次に掲げる行為は、**府県知事の許可を受けなければ、してはならない。**
（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第1項）

- ・ 建築物その他の**工作物の新築**、改築又は増築（その他省略）

古都

古都とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村をいい、古都保存法でその市町村を定めています。

現在、京都市、奈良市、鎌倉市のほかに、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市並びに大津市の合計8市1町1村が「古都」に指定されています。

※ **令和4年（2022年）8月1日現在、道内で古都に指定されている市町村はありません。**

3. レッドリスト

（環境省及び北海道のホームページより抜粋）

概要

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種をまとめたリストのことです。

環境省では、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめています。

環境省レッドリストは、概ね5年ごとに全体的な見直しを行っており、これまでに5回実施されています。

最新の改訂版は、令和元年度に公表したレッドリスト2020で、合計3,716種が掲載されています。

海洋生物レッドリストを合わせると、環境省が選定する我が国の絶滅危惧種は合計で3,772種となりました。

北海道レッドリスト

北海道レッドリストとは、道内に生息・生育する野生生物のうち、絶滅のおそれのある種等をまとめたリストのことです。

北海道レッドリストは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為などの事業を行う際、その事業が環境にどのような影響を及ぼすか、事前に調査、予測、評価などを行う環境影響評価（環境アセスメント）の他、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、個体数が著しく減少するなど特に保護を図る必要があるものの捕獲や採取を禁止する指定希少野生動植物種の指定など、**希少な野生動植物の保護を図るための基礎資料**として活用されています。

3. レッドリスト

[環境省レッドリスト2020]

●絶滅 (EX)

- オキナワオオコウモリ
- ミヤココキクガシラコウモリ
- オガサワラアブラコウモリ
- エゾオオカミ
- ニホンオオカミ
- ニホンカワウソ(本州以南亜種)
- ニホンカワウソ(北海道亜種)

●野生絶滅 (EW)

—

●絶滅危惧種(以下省略)

[北海道レッドリスト (植物)]

絶滅種(Ex)

和名	学名
タカネハナワラビ	<i>Botrychium boreale</i>
オオワクノテ	<i>Clematis serratifolia</i>
エダウチアカバナ	<i>Epilobium fastigiato-ramosum</i>

絶滅危機種(Cr)

和名	学名 ¹⁾
イブリハナワラビ	<i>Botrychium microphyllum</i>
エゾセンノウ	<i>Lychnis fulgens</i>
エンビセンノウ	(以下省略)
エゾタカネツメクサ	(以下省略)

(環境省及び北海道のホームページより抜粋)

[北海道レッドリスト (哺乳類)]

絶滅種(Ex)

和名	学名
オオカミ ¹⁾	<i>Canis lupus</i>
カワウソ ²⁾	<i>Lutra lutra</i>

絶滅危機種(Cr)

和名	学名
アシカ ³⁾	<i>Zalophus californianus</i>

絶滅危急種(Vu)

和名	学名
チビトガリネズミ ⁴⁾	<i>Sorex minutissimus</i>
ヒメホオヒゲコウモリ	<i>Myotis ikonnikovi</i>
オコジョ ⁵⁾	<i>Mustela erminea</i>
ゼニガタアザラシ	<i>Phoca vitulina</i>

希少種(R)

和名	学名
ジネズミ	<i>Crocidura dsinezumi</i>
ドーベントンコウモリ ⁶⁾	<i>Myotis daubentonii</i>
ホオヒゲコウモリ ⁷⁾	<i>Myotis mystacinus</i>
カグヤコウモリ	<i>Myotis frater</i>
ルン	
ヒナコ	
チチブコウモリ	<i>Barbastella leucomelas</i>
テングコウモリ ¹⁰⁾	<i>Murina leucogaster</i>
コテングコウモリ ¹¹⁾	<i>Myotis ussuriensis</i>
オヒキコウモリ	<i>Myotis dauricus</i>

※生息区域等区域の図面は見つかりませんでした。

(以下省略)

[植物 環境省生物多様性情報システムJ-IBIS_絶滅危惧種分布情報公開ページ~平成19年レッドリスト選定時データ~ 環境省自然環境局 (EADAS)]

